

居宅介護支援事業所こうめ 契約書

_____（以下「利用者」といいます）と株式会社 IMATOKU（以下「事業者」といいます）は、事業者が提供する指定居宅介護支援について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 8年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（居宅サービス計画の立案）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画を作成します。
2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たり、次に掲げる事項を遵守します。
一 利用者の居宅を訪問した上で利用者及びその家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。
二 利用者又はその家族に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
三 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用も含めて、居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。
四 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、サービス提供上の留意事項等を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。
五 前号の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、当該原案の内容について利用者又はその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ること。
六 居宅サービス計画を作成した際は、遅滞なく利用者へ当該サービス計画を交付すること。
七 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

（居宅サービス計画作成後の援助）

第4条 事業者は、居宅サービス計画の作成後、利用者及びその家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行います。
2 事業者は、利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
3 事業者は、利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

（サービス内容等の記録の作成及び保存）

第5条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する書類を整備し、その完結の日から5年間保管します。
2 利用者は、事業者に対し、営業時間内にその事業所にて、いつでも前項の記録を閲覧できます。
3 利用者は、前項の記録の複写を求めることができます。但し、複写に際して事業者は、利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(利用料)

第6条 指定居宅介護支援の提供に関する利用料は、契約書別紙（重要事項説明書）のとおりです。

(介護保険施設入所への支援)

第7条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行います。

(契約の終了)

第8条 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、本契約を解約することができます。但し、利用者の急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも本契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスの提供を怠った場合
 - ② 事業者が守秘義務に違反した場合
 - ③ 事業者が著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合、事業者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することができます。
 - ① 利用者に料金の支払が発生した場合の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者又はその家族（内縁関係等の関係者を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続することが困難となったと認められる場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合（在宅復帰が明確な目標がある老健入所に限り契約は継続）
 - ② 利用者が特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、又は認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合。
 - ③ 利用者の要介護状態区分が、非該当あるいは要支援と認定された場合。
 - ④ 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第9条 事業者及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたって知り得た利用者又はその家族等の秘密及び個人情報を、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者及びその家族等の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、利用者及びその家族等の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(損害賠償責任)

第10条 事業者は、本契約に基づく指定居宅介護支援の提供に伴い、自己の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、利用者又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

- 2 事業者は、東京海上日動火災保険株式会社 の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又はその家族に当該保険の調査等の手続きに

ご協力頂く場合があります。

(苦情対応)

- 第11条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対処することとし、必要に応じてサービスを点検し、関係機関との連絡調整やサービスの向上及び改善に努めます。
- 2 事業者は、利用者が苦情の申出を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもいたしません。

(本契約外条項)

- 第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(裁判管轄)

- 第15条 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

【契約書署名欄】

以上のとおり、指定居宅介護支援に関する契約を締結します。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1通ずつ保有します。

令和 8 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、居宅介護支援の利用を申し込みます。

利 用 者
住 所

氏 名 _____

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者
住 所

(又は法定代理人)

氏 名 _____ 本人との続柄 (_____)

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者	住 所	大阪市生野区林寺6-8-21
	法人名	株式会社 IMATOKU
	代表者	代表取締役 徳上 洋之 印
事 業 所	住 所	京都市右京区西京極西池田町13-2 林ビル202
	事業所名	居宅介護支援事業所こうめ
	指定番号	2670702246
	管理者	糸井 華子